

取手市生ごみ処理容器キエーロ普及促進事業実施要領を次のように定める。

令和8年4月1日

取手市長 中 村 修

### 取手市生ごみ処理容器キエーロ普及促進事業実施要領

#### (目的)

第1条 この要領は、日常生活において一般家庭から排出される生ごみを自己処理するため、生ごみ処理容器キエーロ（以下「キエーロ」という。）の普及を促進し、常総環境センターの負担軽減による環境負荷の低減及び市民の環境保全意識の向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要領において「キエーロ」とは、一般家庭における日常生活上生じる調理くず、食べ残し等の生ごみを、黒土の中のバクテリアにより分解する生ごみ処理機であって、市が指定する非電動型のものをいう。

#### (対象者)

第3条 本事業によりキエーロの貸与を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、一般家庭における生ごみの自己処理のため、キエーロを使用することができ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請日において市内に住所を有する者で、現に居住していること。
- (2) キエーロを良好な状態で維持管理できること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 生ごみの減量化やリサイクルに関心があり、その推進に協力できること。
- (5) 市が実施する調査や意見聴取に協力できること。

2 キエーロを貸与することができる数は、対象者が属する世帯につき、1基を限度とする。ただし、この要領により貸与し、譲渡したキエーロが設置日から3年を経過しているときは、この限りでない。

(申請)

第4条 キエーロの貸与を希望する者(以下「申請者」という。)は、取手市生ごみ処理容器キエーロ貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書の提出に代えて、市長が指定する電子申請(市の機関の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。)の方法により市長に提出することができる。

(決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、キエーロの貸与を決定し、取手市生ごみ処理容器キエーロ貸与決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定によりキエーロの貸与を決定したときは、当該申請者に、キエーロを引き渡すものとする。

(種類及び負担金)

第6条 貸与するキエーロは、市長が指定した物とする。

2 市長は、前条第1項の規定によりキエーロの貸与を決定した者に対して、キエーロを無償で貸与するものとする。

(責務)

第7条 キエーロの引渡しを受けた者(以下「設置者」という。)は、次に掲げる責務を有するものとし、当該キエーロを自らが管理できる場所において、適切な維持管理に努めなければならない。

(1) キエーロを有効活用し、生ごみの継続的な自己処理に努めること。

(2) キエーロに係る廃棄物等について、適正に処分すること。

(3) 貸与を受けた日から6か月間、キエーロの設置、使用状況等について定期的に市にモニタリング報告を行うこと。

(4) 設置者は、市から貸与を受けたキエーロを目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、廃棄し、又は売却をしてはならない。

2 設置者が前項各号に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な手段によりキエーロの引き渡しを受けたときは、当該貸与を受けたキエーロを市に返還すること。

(譲渡)

第8条 市は、設置者が前条の規定に反することなく6か月間継続してキエーロを使用したときは、貸与しているキエーロを当該設置者に譲渡するものとする。

(調査)

第9条 市長は、キエーロの設置、使用状況等について、設置者に対して調査及び意見の聴取をすることができる。

(免責)

第10条 キューロの使用により生じた事故，損害等について，市長はその責任を負わないものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか，取手市生ごみ処理容器キューロ普及促進事業の実施のために必要な事項は，市長が別に定める。

様式第1号（第4条関係）

取手市生ごみ処理容器キエーロ貸与申請書

取手市長

殿

生ごみ自家処理のため、生ごみ処理容器キエーロを設置したいので、取手市生ごみ処理容器キエーロ普及促進事業実施要領第4条に基づき、下記のとおり貸与を申請します。

記

申請日	年 月 日	貸与期間	受取日から6か月
申請者			
住所	〒		
連絡先 電話番号		希望 サイズ	
設置場所	庭 ・ ベランダ ・ その他 ( )		

同意書

<input type="checkbox"/>	貸与を受けた日から6か月間、キエーロの設置、使用状況等について定期的に市にモニタリング報告を行うこと
<input type="checkbox"/>	市から貸与を受けたキエーロを目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、廃棄し、又は売却をしないこと
<input type="checkbox"/>	貸与期間終了後は市からキエーロを譲り受けること
<input type="checkbox"/>	生ごみ処理容器キエーロ貸与申請に必要な住民基本台帳及び市税の滞納状況に係る個人情報について、市が確認すること

上記同意書の内容に全て同意します。

年 月 日

氏 名

様

取手市長

取手市生ごみ処理容器キエーロ貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のありました取手市生ごみ処理容器キエーロ貸与申請について、下記のとおり貸与を決定しましたので、取手市生ごみ処理容器キエーロ普及促進事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき通知します。

記

貸与決定番号	
貸与決定日	
貸与サイズ	
貸与期間	
貸与決定条件	<ul style="list-style-type: none"><li>● 貸与を受けた日から6か月間、キエーロの設置、使用状況等について定期的に市にモニタリング報告を行うこと</li><li>● 市から貸与を受けたキエーロを目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、廃棄し、又は売却をしないこと</li><li>● 貸与期間終了後は市からキエーロを譲り受けること</li></ul>

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。